

## 令和8年度神奈川県立横浜修悠館高等学校不祥事ゼロプログラム

神奈川県立横浜修悠館高等学校は、不祥事の発生をゼロにすることを目的として、次のとおり不祥事ゼロプログラムを定める。

### 1 実施責任者

神奈川県立横浜修悠館高等学校不祥事ゼロプログラムに実施責任者は校長とし、副校長がこれを補佐する。

### 2 目標及び行動計画

※ 行動計画について

以下各項目にかかる

- ① 啓発研修の実施（教育委員会不祥事防止職員啓発・点検資料 職員自作の研修資料等による）
- ② 管理職から随時の注意喚起
- ③ グループ、事務室ごとに教職員共通理解醸成の機会確保とその全体へのフィードバックを行動計画の大枠とする。

#### (1) 法令順守意識の向上（公務外非行）

- ア 目標 公務外であれ教育公務員としての自覚を忘れず、県民からの信頼を損なわない。
- イ 行動計画
  - ・兼業兼職や職務専念義務の免除、営利企業等従事の際の届け出について、公務員として必要となる知識の理解を図る。
  - ・公務外の非行による事例は、飲酒が大多数絡んでいることを認識する。
  - ・常に県民から、高い倫理性を求められていることを意識する。
  - ・同僚、仲間意識を大事にし、職場の中で孤立感を持たないような職場の雰囲気醸成する。特に若手職員が職務の内外を問わず気軽に相談できる体制をつくる。
  - ・自転車やバイク、自家用車などの利用時だけでなく、徒歩時にも歩道や道路横断における交通ルールやマナーを遵守し、生徒や県民の模範となる行動に努める。

#### (2) 職場におけるハラスメント（パワハラ・セクハラ・マタハラ等）の防止

- ア 目標
  - ・人権意識を高め、職場における不適切な言動を排除し、各種ハラスメントを防止する。
- イ 行動計画
  - ・職員啓発資料や事例集を基に所属職員全員を対象とした職場研修を実施する。また、人権研修会等をおして人権全般について理解を深める。
  - ・互いに「気になる」ことはそのままにせず、ことばをかけあうことのできる「風通しの良い職場」をつくりあげる。

#### (3) 生徒に対するわいせつ・セクハラ行為の防止

- ア 目標 わいせつ・セクハラ行為の根絶をする。
- イ 行動計画
  - ・教職員と生徒間のセクシャル・ハラスメントの防止や教職員によるわいせつ行為を根絶するため、良好な人間関係の構築に努めるとともに、必要に応じて人権研修等を実施する。
  - ・対生徒のわいせつ行為では、携帯電話及び電子メール、SNS等の不適切な利用の危険性を認識する。また、校内の教科準備室等の開放化を徹底し、不適切な事案につながらない仕組みを構築する。

#### (4) 体罰、不適切な指導の防止（パワー・ハラスメント、人権に配慮した発言も含む）

- ア 目標 体罰やパワー・ハラスメントの防止と適切な生徒指導に努める。
- イ 行動計画
  - ・体罰やパワー・ハラスメントの未然防止のため、生徒と教員の良好な人間関係の構築に努める。
  - ・また保護者・教員が共通理解・共通認識を図り、生徒の健全育成に努める。
  - ・安心できる学級風土づくり・職員室づくりについて参加型研修をおこなう。

#### (5) 入学者選抜、成績処理及び進路関係書類の作成及び取扱いに係る事故防止

- ア 目標 入学者選抜、成績処理、進路関係書類の作成および送付にかかわる事故を絶対に起こさない。
- イ 行動計画 入学者選抜作業に関しては、マニュアルの徹底を図るとともに、業務上の情報共有や

- 相互チェック体制の強化に組織的に取り組み、職員個々の当事者意識の醸成を図る。
- ・成績処理に関しては原則一斉作業とし、校内でのそれぞれの作業のタイミングで、事故防止策を含めた作業マニュアルの周知徹底と正確な実施を確認する。
  - ・進路関係書類の作成および取り扱いに関しては、チェックリストに基づき適正に複数体制で処理を行う。

#### (6) 個人情報等の管理・情報セキュリティ対策

- ア 目標 個人情報の適切な取扱いに努める。
- イ 行動計画
- ・個人情報の取扱いについて、定期点検を実施するとともに、コンピュータ利用に関する研修会等を実施する。
  - ・本校独自のオンラインレポート等の操作についてのマニュアル化の確認をおこなう。
  - ・外部記憶媒体利用に関するルール遵守を徹底する。
  - ・携帯電話への個人情報の登録については、ルールに則り、その届け出を徹底する。
  - ・携帯電話へ個人情報の登録の際は必ず、携帯電話にパスワードを設定する。
  - ・個人情報の保管庫等の鍵の管理を徹底する。

#### (7) 財務事務等の適正執行（公費・私費・現金管理）

- ア 目標 適切で公正な予算編成と執行に努める。
- イ 行動計画
- ・不適正経理処理の再発防止のため、事務手続き等について共通理解を図るとともに定期点検を実施し、執行状況を確認する。
  - ・私費会計も同様に、執行の手順を「私費会計事務処理の手引き」で確認し、適正な執行に努める。特に支払業務については複数職員で確認し支払遅延を未然に防止する。

### 3 検証

行動計画について、令和8年3月初旬に実施状況を確認するとともに、各目標達成について自己評価を行う。この結果、必要に応じて目標を修正、設定したうえで、令和9年度神奈川県立横浜修悠館高等学校不祥事ゼロプログラムを策定する。

4 所属研修会 常に県民の視点に立ち、所属における様々な課題を精査し、研修会を行う。

5 実施結果 最終検証を踏まえ「実施結果」を取りまとめ、本校ホームページ上で公表する。

6 事務局 策定及び実行の具体的事務手続きについては、企画会議がこれを行う。